

令和7年度林材業労働安全衛生に関わる取組の実施要領

1 林材業労働災害防止計画（5カ年計画）の目標

林材業で働く人々の安全と健康の確保を目指し、国が策定した「第14次労働災害防止計画」を基本とし、2023年度（令和5年度）を初年度として、計画期間中に取り組むべき方向と対策を示した「林材業労働災害防止計画（5カ年計画）」に基づき、究極的な目標である「労働災害をゼロにすること」の実現のために、労働災害の防止、労働者の健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進を図り、林材業の安全衛生水準の向上を期するため、以下の目標を計画期間中に達成する。

（1）5カ年計画の目標：アウトカム指標

〔死亡災害〕

死亡災害の撲滅を目指し、林材業における労働災害による死亡災害を、2027年において林業23人及び木材製造業7人、林材業として30人以下とする。

〔死傷災害〕

林業及び木材製造業における死傷災害を、2022年と比較して、2027年までにそれぞれ5%以上減少させる。特に、木材製造業の機械によるはさまれ・巻き込まれの死傷災害を、5%以上減少させる。

（2）重点対策の取組の成果の把握

上記（1）の5カ年計画の目標（アウトカム指標）の達成に向け、5カ年計画の重点対策に取り組むことにより、次の4つの措置（アウトプット指標）を実施する。その結果、5カ年計画の目標の達成が期待される。

なお、「4つの措置（アウトプット指標）の解説」、「林材業5カ年計画の重点対策と4つの措置の関係」については、別紙1と別紙2を参照。

4つの措置（アウトプット指標）

〔林業〕

- ① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- ② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに50%以上とする。

〔木材製造業〕

- ① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- ② 非常作業について林業・木材製造業労働災害防止規程（以下「災害防止規程」ともいう。）に基づく措置を実施する会員事業場の割合を2027年までに30%以上とする。

2 令和7年度林材業労働安全衛生に関わる取組

第14次労働災害防止計画を基本とした林材業労働災害防止計画（5カ年計画）の目標達成に向けて、5カ年計画の重点対策に取り組むこととし、特に、令和7年度においては、以下の取組を設定し、本部、支部、会員事業場が一丸となり、年間を通じて着実に実施する。本部、支部および会員事業場が具体的に取り組むべき事項は、「3チェーンソーによる伐木等作業における安全な作業方法の徹底」以降に示しているが、支部は次の（1）～（2）に記載の事項については、積極的な取組を実施すること。

（1）重点とする取組

ア 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知及び遵守

- （ア）労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における講習会の開催
- （イ）リスクアセスメント集団指導会におけるその遵守状況を踏まえた講習の実施
- （ウ）労働災害防止月間、死亡労働災害多発警報発令期間における現場安全パトロールによる遵守指導
- （エ）安全管理士等による遵守指導
- （オ）安全大会、集団指導会等を活用して防災規程の遵守を指導

イ 伐木初心者に対する伐木実技訓練の普及

林業事業者が伐木初心者（伐木等の業務に係る特別教育修了者で、伐木作業に従事して1年未満の者）に対して、事業者訓練マニュアル（伐木初心者に対して、事業者自らが実施する伐木作業に係る職場内研修を安全かつ効果的に行えるよう、そのノウハウを簡潔にまとめたもの。）に基づく適切な伐木実技訓練（職場内研修）を実施するよう、事業場等を対象に集団指導会を開催し、その普及を図る。

なお、具体的な取組については、別途通知する実施要領に基づき実施すること。

ウ 林野庁等と連携した活動の展開

- （ア）安全管理士と林業普及指導員等が協力した特別活動（集団指導会、現場安全パトロール、個別指導）を実施。

なお、林野庁等と連携した活動の具体的な取組については、厚生労働省、林野庁及び林災防本部との連絡会議の検討結果を踏まえ、別途通知する「令和7年度伐木作業時における労働災害防止のための特別活動実施要領」に基づき実施すること。

- （イ）集団指導会においては、事業者訓練マニュアルを説明し、伐木初心者に対する同マニュアルに基づく適切な伐木実技訓練の普及を図る。
- （ウ）森林環境譲与税の配分に伴い、市町村の人工林等の整備が促進され労働災害の増加が懸念されることから、市町村林業請負事業発注担当者等を含めた集団指導会を実施。

エ リスクアセスメントの普及と実施の推進

令和7年度の林業の集団指導会では、災害が多発している高年齢者及び新規就業者の特徴にも着目した演習課題を盛り込んだ集団指導会を実施すること。

なお、リスクアセスメントの具体的な取組については、別途通知する「令和7年度実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会実施要領」に基づき実施すること。

オ 関係法令及び災防規程を遵守した特別教育等の講習の実施

- (ア) 実施要綱及び実技教育安全マニュアルに基づく講習体制の整備
- (イ) 実施要綱及び実技教育安全マニュアルを遵守した講習の実施
- (ウ) 特別教育等の講習の実施状況について本部監査の実施

(2) 期間限定の取組

ア 林材業労働災害防止月間（7月1日～31日）

- (ア) 林業・木材製造業労働災害防止規程の講習会の実施
- (イ) 現場安全パトロールの実施
- (ウ) 全国安全週間（7月1日～7日）の周知・啓発指導
- (エ) 全国安全週間における各種行事等への参加
- (オ) 具体的な取組は、「5 林材業労働災害防止月間の取組」のとおり。

イ 全国労働衛生週間（10月1日～7日）

- (ア) 全国労働衛生週間の周知・啓発指導
- (イ) 全国労働衛生週間における各種行事等への参加
- (ウ) 具体的な取組は、「6 全国労働衛生週間の取組」のとおり。

ウ 林材業年末年始無災害運動（12月15日～1月15日）

- (ア) 巡回指導等の啓発指導の実施
- (イ) 現場安全パトロールの実施
- (ウ) 具体的な取組は、「7 林材業年末年始無災害運動の取組」のとおり。

エ 林材業STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン（5月1日～9月30日）

なお、4月を準備期間とし、7月を重点取組期間とする。

- (ア) 事業場への熱中症の予防についての啓発指導の実施
- (イ) 具体的な取組は、「8 林材業STOP! 熱中症 クールワークキャンペーンの取組」のとおり。

オ 林材業STOP! 転倒災害プロジェクト（12月1日～3月31日）

- (ア) チェックリストを活用した職場巡視
- (イ) 地域の気象状況を踏まえた積雪、凍結前の注意喚起
- (ウ) 具体的な取組は、「9 林材業STOP! 転倒災害プロジェクトの取組」のとおり。

3 チェーンソーによる伐木等作業における安全な作業方法の徹底

伐木、かかり木の処理及び造材の作業における危険を防止するため、チェーンソーによる伐木等作業に関する安衛則の関係規定、伐木等作業ガイドライン、緊急連絡体制ガイドライン等（以下「チェーンソーによる伐木等作業の関係法令・ガイドライン等」という。）による安全な作業方法を徹底する。

また、令和7年3月31日付け基安安発0331第3号「令和7年度における林業の安全衛生対策の推進について（要請）」が発出されており、これらを踏まえて、以下の事項に取り組むこととする。

(1) 会員の実施事項

チェーンソーによる伐木等作業の関係規定・ガイドライン等の遵守を徹底すること。

(2) 支部の実施事項

関係行政機関及び関係業界団体と連携して、その周知による定着に努める。周知に当たっては、チェーンソーによる伐木等作業等に係る災害事例と再発防止に関連する法令等の規定を取りまとめた「再発防止対策と関係法令・ガイドライン」等を活用して、実施すること。特に、災防規程の遵守状況や災害動向から基本的伐倒方法、伐倒時の立入禁止、かかり木の処理等に関する措置の定着を徹底すること。

(3) 本部の実施事項

チェーンソーによる伐木等作業の関係規定、ガイドライン等を取りまとめた「再発防止対策と関係法令・ガイドライン」等を作成するとともに、安全管理士等は、その資料を活用して支部と連携し、その遵守の徹底を図る。

4 高年齢労働者ガイドラインに基づく活動の展開

令和2年3月16日付けで通知された高年齢労働者ガイドラインを周知するとともに、安全管理士等は、会員事業場において取組を実施すること。

(1) 会員の実施事項

ア 共通事項

- (ア) 経営トップ自らが、高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組むことを表明する。
- (イ) 敏捷性や持久性、筋力といった体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、必要に応じて作業内容の見直しを検討する。
- (ウ) 暑熱作業への対応として、意識的な水分補給と始業時の体調を確認する。
- (エ) 健康診断や体力チェックの結果等に基づき、必要に応じて保健指導等を実施し、労使協力の下、適正体重の維持と栄養バランスの良い食習慣の改善に取り組む。
- (オ) 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した体力チェックを実施する。
- (カ) 高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や作業転換等の措置を講じる。
- (キ) 危険予知トレーニング（KYT）を通じた危険感受性の向上教育を実施する。

イ 林業関係事項

- (ア) 高年齢労働者の特性やリスクの程度を勘案し、作業現場の実情に応じて、作業者の配置、作業方法等の改善に取り組む。
- (イ) 足に合った滑りにくい安全靴を使用させ、作業現場までの通勤路の傾斜が急な箇所での転倒・転落を防止するため、必要に応じて階段状の段やロープ等による手すりを設ける。
- (ウ) 注意力や集中力を必要とする伐木作業や車両系木材伐出機械の運転は適度な休

息を設ける等、作業時間を考慮すること。

ウ 木材製造業関係事項

- (ア) 高年齢労働者の特性やリスクの程度を勘案し、事業場の実情に応じた優先順位をつけて施設、設備、装置等の改善に取り組む。
- (イ) 通路を含めた作業場所の照度を確保する。
- (ウ) 不自然な作業姿勢を解消するために、作業台の高さや作業対象物の配置を改善する。
- (エ) 転倒災害防止のためわずかな段差等であっても、安全標識や危険箇所の掲示を推進する。

(2) 支部の実施事項

会員に対し、実践的リスクアセスメント導入のための集団指導会等において高年齢労働者ガイドラインを周知し、次の事項について積極的に取り組むよう指導する。

- (ア) 敏捷性や持久性、筋力といった体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した作業内容の見直し
- (イ) 会員の暑熱作業への対応として、意識的な水分補給と始業時の体調確認
- (ウ) 適正体重の維持と栄養バランスの良い食習慣の改善を指導する保健士等の紹介
- (エ) 厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した体力チェック
- (オ) 高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況を踏まえた労働時間の短縮や作業転換等の措置
- (カ) 常時50人以上の労働者を使用する会員事業者による高年齢労働者に対するストレスチェックの確実な実施、ストレスチェックの集団分析を通じた職場環境の改善等のメンタルヘルス対策の実施
- (キ) 危険予知トレーニング（KYT）を通じた危険感受性の向上教育
- (ク) 通路を含めた作業場所の照度の確保
- (ケ) 不自然な作業姿勢を解消するための作業台の高さや作業対象物の配置の改善
- (コ) 転倒災害防止のための安全標識や危険箇所の掲示

(3) 本部の実施事項

- ア 高年齢労働者ガイドラインを会員事業場へ周知し、遵守が徹底されるよう支部に対して技術的な支援及び指導を行う。
- イ 会員に対して安全管理士による周知並びに各種指導を行う。

5 林材業労働災害防止月間の取組

厚生労働省並びに中央労働災害防止協会が主唱する令和7年度全国安全週間が「**多様な仲間と 築く安全 未来の職場**」をスローガンとして、6月1日から6月30日までの1か月間を準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として展開され、全国のあらゆる事業場は安全に関する取組を実施する。

このため、この実施に当たり当協会においては、「**過信せず 確かな手順で ゼロ災害**」を標語として7月1日から7月31日までの1か月間を「林材業労働災害防止月間」に設定して、全国安全週間に取り組み、林材業を営む事業者及び労働者の労働安全意識の高揚を期するとともに、労働災害の防止を図ることを目的として実施する。

(1) 期 間

7月1日から7月31日までの1か月間

(2) 会員の実施事項

ア 共通事項

- (ア) 経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施とともに、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施する。
- (イ) 外部で開催される安全大会等に積極的に参加する。また、事業場内においても、職長、作業員など各レベルに応じた安全意識の高揚のための集会を開催する。
- (ウ) 安全意識の高揚のために、安全旗の掲揚、労働安全ポスターの掲示、安全唱和等を実施する。
- (エ) 安全の担当者（安全衛生推進者）を配置するなど、事業場の安全管理体制の充実を図る。
- (オ) 安全管理担当者は、毎朝のツールボックスミーティングにおいて、林業又は木材製造業の「今日の作業ポイントカード」を活用して、本日の作業に関する労働災害の防止対策を作業員に繰り返し周知し、徹底する。
- (カ) 林材業労働災害防止規程の遵守、リスクアセスメントの確実な実施を図る。
- (キ) KY（危険予知活動）、ヒヤリハット活動等の安全活動を実施する。
- (ク) 高年齢労働者ガイドラインを踏まえた労働災害防止に関する取組を実施する。
- (ケ) 熱中症のおそれのある作業員の早期発見のための連絡体制の整備等を内容とする改正労働安全衛生規則に基づく措置義務を徹底する。
- (コ) 個人事業者等に対する安全衛生対策を実施する。
- (サ) 新規就業者の教育の徹底など、効果的な安全衛生教育を実施する。
- (シ) その他、本月間にふさわしい行事を実施する。

イ 林業関係事項

- (ア) 伐倒予定木の樹高の2倍相当の距離の範囲内に他の作業員が立入らないよう徹底する。
- (イ) かかり木処理において、胸高直径等に応じた処理を速やかに行うとともに、かかっている木の伐倒、浴びせ倒し及び元玉切り等の禁止事項の遵守を徹底する。
- (ウ) チェーンソーによる伐木造材作業時に、基本的な伐倒方法を遵守するとともに、下肢の切創防止用保護衣、安全靴等の着用、耳栓・イヤーマフ等の保護具の使用を徹底する。
- (エ) 準備期間を含めて防蜂網及び防蜂手袋の装着、吸引具及び蜂アレルギー者のエピペンの携行等、蜂対策を徹底する。

- (オ) 伐木初心者に対し、事業者訓練マニュアルに基づく伐木実技訓練を安全かつ効果的に実施する。
- (カ) 新規就業者等経験の浅い労働者及び高年齢労働者に対して、現場の状況に応じた安全な作業方法、チェーンソー等機械器具の取り扱い方法等に係る安全衛生教育を徹底する。
- (キ) リスクアセスメントを定着させるため、支部が主催するリスクアセスメント集団指導会に、高年齢労働者及び新規就業者をはじめとする作業者を積極的に参加させる。
- (ク) チェーンソーによる伐木等作業の関係法令・ガイドライン等の周知及び遵守を徹底する。
- (ケ) チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の周知及び実施を徹底する。
- (コ) 上記(ケ)の特別教育を修了しておおむね5年を経過した者については、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の受講の徹底を図る。
- (サ) 車両系木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保を徹底する。

ウ 木材製造業関係事項

- (ア) 作業主任者等の適正な配置及び職務の励行を図る。
- (イ) コンベヤー等運搬装置について、危険を及ぼす箇所の覆いの設置や、清掃時の運転の停止を含む安全な作業方法の徹底を図る。
- (ウ) 荷の積み卸し作業、はい作業における保護帽の着用、昇降設備の使用を含む安全な作業方法の徹底を図る。
- (エ) 非定常作業における作業手順を作成し、周知する等の労働災害防止対策の徹底を図る。特に、点検、メンテナンス作業、異常処理作業時の機械の運転停止等を徹底する。
- (オ) 使用するフォークリフトの運行経路、作業内容、歩行者の通行経路、立入禁止エリアを設定した作業計画を定め、関係労働者に周知するとともに、作業指揮者を定め、その者に指揮をさせる。
- (カ) 集塵サイロ等の内部で作業させる場合は、要求性能墜落制止用器具等を使用させる等埋没すること等による危険を防止するとともに、作業手順書を作成する等、災害防止対策を徹底する。
- (キ) テーブル昇降装置の保守・点検、補修等のためにテーブル等の下に立ち入らせる場合は、テーブル等の下降防止措置として、安全支柱等を取り付けるとともに、作業手順書を作成し、労働災害防止対策を徹底する。
- (ク) 危険箇所の表示等を徹底し、危険の「見える化」を推進する。
- (ケ) 機械の危険部分への覆いの設置による、はさまれ、巻き込まれ等の防止対策の徹底を図る。

(3) 支部の実施事項

「林材業労働災害防止月間」にあわせ、別添通知文を対象となる会員事業場へ周知するとともに、次の事項を中心として、事業場の実施事項について指導・助言を計画的に実施する。

- ア 支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した現場安全パトロールを実施する。
- イ 会員に対し、労働安全ポスターの掲示、安全唱和等取組事項の実施を指導する。
- ウ 会員に対し、現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施を促す。
- エ 職長、作業者など、各レベルに応じた安全意識の高揚のための全員参加の集会を促す。
- オ 会員に対し、林業又は木材製造業の「今日の作業ポイントカード」を活用して、労働災害の防止対策の徹底を指導する。
- カ 会員に対し、関係行政機関や関係業界団体と連携して、改正された安衛則等並びに「伐木等作業ガイドライン」及び「緊急連絡ガイドライン」の遵守を指導する。
- キ 会員に対し、「災害防止規程」の周知並びに遵守されるよう指導する。
- ク 労働災害が多発している事業場に対し、安全管理士等が労働災害防止に関する技術的な指導・援助を行えるよう情報提供を行う。
- ケ リスクアセスメント定着のため高年齢労働者及び新規就業者の参加に配慮したリスクアセスメント集団指導会の実施及びリスクアセスメントフォローアップについて安全管理士等と連携して集中的に取り組む。
- コ 会員に対し、高年齢労働者ガイドラインを踏まえた労働災害防止に関する指導を行う。
- サ 森林環境譲与税の配分に伴い市町村の人工林等の整備が促進されることから、林野庁と連携して実施する特別活動において市町村の林業請負事業発注担当者も含めて集団指導会等を実施・指導する。
- シ チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育の周知及び実施を徹底する。また、外国人受講者の日本語の理解力に配慮した特別教育等を行う。
- ス 上記シの特別教育を修了しておおむね5年を経過した者については、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の受講を指導する。
- セ その他、会員等の実施事項について、指導、援助する。

(4) 本部の実施事項

- ア 林材業労働安全ポスター「**過信せず 確かな手順で ゼロ災害**」を作成し、頒布するとともに、月刊情報誌「林材安全」やホームページ等を通じて広報を行う。
- イ 高年齢労働者ガイドラインを踏まえた技術的な指導を行う。
- ウ 森林環境譲与税の配分に伴い市町村の人工林等の整備が促進されることが予想されることから、市町村の林業請負事業発注担当者も含めた現場指導が実施されるよう指導する。
- エ 安全管理士等による周知並びに各種指導を行う。
安全管理士等は、現場安全パトロール、集団指導、個別指導を活用して①チェーンソーによる伐木等作業の関係法令・ガイドライン等の遵守指導、②災害防止規程の周知・遵守指導、③林業と木材製造業の「今日の作業ポイントカード」及び「自主点検表チェックリスト」の周知・活用指導、④労働災害が多発している事業場に

対する技術的な指導・援助、リスクアセスメント定着のため、フォローアップを行う。

6 全国労働衛生週間の取組

令和7年度全国労働衛生週間の取組みは、厚生労働省並びに中央労働災害防止協会の主唱により、全国のあらゆる事業場において労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的として実施される。

一方、林業は屋外作業であるため、気象条件や自然条件等の影響を受ける他、作業は不定形物を扱う一方、使用するチェーンソーや刈払機は振動や騒音を伴う作業であるとともに、林業労働者の高齢化率(65歳以上の従事者の割合)25%(令和2年総務省国勢調査)は、全産業の平均15%と比べると高い水準になっている。

このような林業の作業環境等の特質から、熱中症、蜂刺され、腰痛予防対策が求められるとともに、振動機械を使用することによる振動障害予防対策や騒音障害防止対策、中高年齢労働者の健康管理対策が求められている。

また、木材製造業は、重量物を扱い、騒音レベルが高い作業であるとともに、有害な化学物質も使用することから、腰痛予防対策や騒音障害防止対策の他、局所排気装置などの換気、採光、照度の確保、熱中症対策などの作業環境の改善が求められている。

このような状況を踏まえ、当協会においては、「**いい仕事 いい体調で いい笑顔**」をスローガンとして9月1日から9月30日までの1か月間を準備期間(以下「準備期間」という。)、10月1日から10月7日までの1週間を本週間とする「全国労働衛生週間」に設定して、林材業を営む事業者及び労働者の健康管理意識の高揚を図るとともに、実効性のある対策を図ることとする。

(1) 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

(2) 会員の実施事項

ア 共通事項

- (ア) 外部機関等が開催する労働衛生大会等への積極的な参加と事業場における職長、作業員など各レベルに応じた労働衛生意識高揚のための集会の開催
- (イ) 経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業環境、機械設備等に係る労働衛生総点検の実施と現場、作業場における現場労働衛生パトロールの実施
- (ウ) 労働衛生意識の高揚のための衛生旗の掲揚と林材業労働衛生ポスターの掲示
- (エ) 中高年齢労働者の健康管理対策の実施
- (オ) 50人以上の事業場はストレスチェックを実施
- (カ) 事業場におけるメンタルヘルスケアの推進
- (キ) 危険・有害な化学物質を使用する事業場におけるリスクアセスメントの実施等をはじめとする新たな化学物質規制の実施

- (ク)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の実施
- (ケ)腰痛予防対策指針による腰痛予防対策の実施
- (コ)職場における受動喫煙防止対策を実施
- (サ)労働者に対する労働衛生教育の実施

イ 林業関係事項

- (ア)振動機械使用者の防振手袋・耳栓（イヤーマフ）の装着、特殊健康診断の受診の励行
- (イ)防蜂網・防蜂手袋の装着、蜂毒吸引器の携行、蜂アレルギー者のエピペンの携行

ウ 木材製造業関係事項

- (ア)有機溶剤含有物を用いて行う塗装や接着の業務に従事する者に対する特殊健康診断受診の励行
- (イ)換気、採光、照度、便所等の職場環境の点検及び改善

(3) 支部の実施事項

「全国労働衛生週間」（準備期間を含む。）にあわせ、行政機関、関係団体等と連携して会員事業場に対して次の事項を中心とした取組を計画的に実施する。

- ア 別添通知文を会員事業場へ周知するとともに、事業場の実施事項について指導助言する。
- イ 労働衛生旗の掲揚及び令和7年度林材業労働衛生ポスターの掲示を周知する。
- ウ 事業主による職場巡視を指導する。
- エ 労働行政、地方駐在安全管理士と連携した現場巡視を行う。
- オ 振動障害予防対策及び騒音障害防止対策の徹底を指導する。
- カ 中高年齢労働者の健康管理対策の推進を指導する。
- キ 事業場における作業環境の点検及び改善を指導する。
- ク ストレスチェックについて指導する。
- ケ メンタルヘルスケアの推進を指導する。
- コ 危険・有害な化学物質を使用する事業者におけるリスクアセスメント等をはじめとする新たな化学物質規制の実施を指導する。
- サ 蜂刺され対策の徹底を指導する。
- シ 腰痛予防対策指針による腰痛の予防対策を指導する。
- ス 職場における受動喫煙防止対策を指導する。
- セ その他、会員事業場等の実施事項について、指導援助する。

(4) 本部の実施事項

- ア 林材業労働衛生ポスターを作成し、頒布するとともに、月刊情報誌「林材安全」やホームページ等を通じて広報を行う。
- イ 安全管理士による周知並びに各種指導を行う。
安全管理士は、現場安全パトロール、集団指導、個別指導等において、①振動障害予防対策及び騒音障害防止対策、②事業場における作業環境の点検及び改善、③

中高年齢労働者対策、④ストレスチェックの実施、⑤メンタルヘルスケアの実施、⑥危険・有害な化学物質規制の実施、⑦蜂刺され対策、⑧腰痛予防対策の指針による腰痛予防対策の指導を行う。

7 林材業年末年始無災害運動の取組

林材業における年末年始の死亡労働災害は、多発する傾向があることから、「林材業年末年始無災害運動の取組」を実施し、労働災害の防止を図ることを目的として実施する。

(1) 実施期間

12月15日から翌年1月15日までとする。

(2) 会員の実施事項

ア 共通事項

(ア) 経営トップ自らによる現場、作業場を含めた作業方法、機械設備等に係る安全総点検の実施とともに、チェックリストを活用した現場安全パトロールを実施する。

(イ) 年末年始は気が緩みやすくなるので、安全管理担当者は、「今日の作業ポイントカード」や「自主点検表チェックリスト」等を活用した再発防止対策を徹底させる。

(ウ) その他、年末・年始無災害運動期間にふさわしい行事を実施する。

イ 林業関係事項

(ア) 年末年始は路面の凍結や積雪等により、作業環境が厳しくなることから、冬期間における安全対策を講じる。

(イ) チェーンソーによる伐木等作業の関係法令・ガイドライン等の遵守を徹底する。

ウ 木材製造業関係事項

(ア) 年末年始の取組期間中に当たっては、清掃作業等が多くなることから、木材製造業の「今日の作業ポイントカード」を活用した安全対策を講じる。

(3) 支部の実施事項

「年末年始無災害運動の取組」にあわせ、別添通知文を対象となる会員事業場へ周知するとともに、次の事項を中心として、事業場の実施事項について、指導・助言を計画的に実施する。

ア 支部長自ら参加の下、地方労働行政、地方駐在安全管理士と連携し、「自主点検表チェックリスト」を活用した職場巡回指導および現場安全パトロールを実施する。

イ その他、会員等の実施事項について、指導、援助する。

(4) 本部の実施事項

ア 月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等を通じて広報を行う。

イ 安全管理士等は、現場安全パトロール、集団指導、個別指導を活用して①チェー

ンソーによる伐木等作業の関係法令・ガイドライン等の周知・遵守指導、②防災規程の周知・遵守指導、③「林業と木材製造業の今日の作業ポイントカード」及び「自主点検表チェックリスト」の周知・活用指導、④労働災害が多発している事業場に対する技術的な指導・援助、リスクアセスメント定着のため、フォローアップを行う。

8 林材業STOP！熱中症 クールワークキャンペーンの取組

「熱中症の予防対策」として、国が「令和7年『STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱」を策定し、当協会も同キャンペーンの主唱者として「熱中症予防対策の徹底」を引き続き実施することとした。

林業及び木材製造業においては、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業が多く、平成24年度から令和5年までに林業は4件、木材製造業は1件の熱中症による死亡災害が発生している状況である。

このため、熱中症による死亡災害ゼロを目指し、熱中症の予防対策の徹底を図ることを目的として、本キャンペーンを展開することにより、重点的な取組を推進し、今後の効果的な対策の推進の端緒とする。

(1) 期 間

5月1日から9月30日までとする。

なお、4月を準備期間、政府全体の取組である熱中症予防強化月間の7月を重点取組期間とする。

(2) 会員の実施事項

ア 準備期間中に実施すべき事項

(ア) 共通事項

a 暑さ指数WBGTの把握の準備

測定器についてはJIS Z 8504又はJIS B 7922に適合したWBGT指数計を準備し、点検することが望ましい。

また、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは熱中症リスクの早期把握の観点から参考にすること。

b 作業計画の策定

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定する。

作業計画には、各作業者、特に新規就業者や休み明け労働者に対する暑熱順化プログラム、暑さ指数WBGTに応じた十分な休憩時間の確保、WBGT基準値（実施要綱の別紙表1参照のこと。）を踏まえた作業中止に関する事項を含めること。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した連絡等の体制と、必要な措置の手順を定め、関係労働者に周知する。

c 設備対策の検討（林業は除く）

WBGT基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定され

ている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。

d 休憩場所の確保の検討(林業は除く)

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化したときの対応も検討する。

e 服装等の検討

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備する。身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討すること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備することが望ましい。

f 教育研修の実施

各級管理者、作業者に対する教育を実施すること。

教育教材は厚生労働省の運営しているポータルサイトなどを活用すること。

g 熱中症予防管理者の選任等

上記fの教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、責任体制を確立すること。

h 緊急時の対応の事前確認等

体調不良時に搬送を行う医療機関の連絡先及び所在地や緊急時の必要な措置の実施手順を作成し、見やすい場所への掲示等により作業者に周知する。

イ キャンペーン期間中に実施すべき事項

特に、重点取組期間（7月）においては、（ア）のb、cの(c)、dの(b)、(c)、e及びfに留意すること。

（ア） 共通事項

a 暑さ指数（WBGT）の把握

暑さ指数の把握は、WBGT指数計による随時把握のほか、その地域を代表する一般的な暑さ指数を参考とすることは有効である（個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意すること。）。

b 暑さ指数（WBGT）の評価

暑さ指数は、WBGT基準値に照らして評価し、暑さ指数（WBGT）の低減をはじめとした対策を講じること。

c 作業管理

(a) 休息時間の確保

夏季の暑熱環境下で連続して作業を行うときは、作業の休息時間を一定時間ごとに十分に確保すること。

また、熱中症の発生しやすさには個人差があることに留意すること。

(b) 暑熱順化への対応

夏季の暑熱環境下で作業するときは、熱への順化(熱に慣れ当該環境に適応するまで7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に長くする)の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから配慮すること。

また、熱へのばく露時間が中断すると4日後には順化の顕著な喪失が始まることに留意すること。

(c) 水分塩分の摂取

高温多湿作業場所において作業するときは、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中も定期的（20～30分ごと）に摂取すること。

(d) 服装等

高温多湿作業場所において作業するときは、透湿性及び通気性の良い服装を着用すること。

また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備することが望ましい。

d 健康管理

(a) 健康診断結果に基づく対応等

高温多湿作業場所において作業させるときは、①糖尿病、②高血圧、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等の疾病を有する者に対しては、熱中症の発症に影響を及ぼすおそれがあることから、医師等の意見を踏まえ、必要があるときは、就業場所の変更、作業の転換等を行うこと。

(b) 日常の健康管理

作業開始前に作業者の健康状態を確認すること。また、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくことができるようにする。

(c) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を行い、声をかけるなどして定期的に水分及び塩分の摂取状況及び労働者の健康状態を確認すること。

また、複数の作業者による作業においては、作業者がお互いの健康状態について留意すること。

e 異常時の措置

少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず、一旦、作業を離れ、身体冷却や医療機関への搬送、救急隊の要請等を行う。なお、本人に自覚症状がない、又は、大丈夫との本人からの申し出があったとしても、予め定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、症状に応じて医療機関への搬送等を行う。当該搬送等の間には、水分、塩分の摂取を行うこと、衣服を脱がせ水をかけて冷却すること等により効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにせずに様子を観察すること。

f 労働衛生教育

重点取組期間中はリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行うこと。雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施すること。

g 退勤後に体調が悪化するについて注意喚起すること。

(イ) 林業関係事項

- a 作業当日の気温条件、作業内容、作業者の健康状態等を考慮して、作業休止時間や休憩時間を確保すること。
- b 作業現場が変わるたびに、緊急時の連絡ができるよう携帯電話等の通話可能区域を確認すること。
- c 1人作業は、熱中症が起きても発見が遅れ、手遅れになるおそれがあるので複数で作業すること。なお、1人作業となる場合には、作業指揮者は、トランシーバー等により定期的に状況を把握すること。
- d 熱を吸収、保熱しやすい服装は避け、後頭部を日射から守る日除け布（首の後ろに使用）などを活用すること。
- e 汗をかいたときは、タオルなどでよく拭き、汗を吸収した下着はこまめに交換すること。

(ウ) 木材製造業関係事項

- a 高温多湿な作業場所には、適度な通風又は冷房を行うための設備を設けることが望ましい。
- b 高温多湿な作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場を確保することが望ましい。
- c 休憩場所には、氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行うことが望ましい。

(3) 支部の実施事項

- ア 別添通知文を対象会員事業場へ周知するとともに、熱中症予防に資する周知啓発資料の配付、啓発及び指導する。
- イ 労働基準行政機関及び安全管理士等と実施する合同安全パトロール等の機会を通じ、事業場へ熱中症の予防について啓発・指導する。

(4) 本部の実施事項

- ア 月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等により広報周知する。
- イ 本キャンペーンを効果的に推進するために林材業関係団体へ協力要請する。

9 林材業STOP! 転倒災害プロジェクトの取組

林業における作業は、足元が不安定な傾斜地での作業となり、特に冬季は積雪及び凍結時に転倒のおそれが増大する。また、伐木作業、集材・造材作業などは、転倒により重篤な災害に結びつくおそれがある。

木材製造業においては、業務が煩雑化する年末、年度末に向けて、職場環境の整備や作業手順の見直し等により転倒災害を効果的に防止することが重要である。

そこで、職場の安全意識を高め、林材業の転倒災害の撲滅を図るため、12月から年度末までの4か月間を取組期間とし、基本的な転倒災害防止対策の確認・徹底を行うと

ともに、都道府県の気象状況に応じて、積雪や凍結による転倒災害防止対策を設けることとする。

(1) 期 間

12月1日から翌年3月31日までとする。

(2) 会員の実施事項

ア 冬季の取組期間に実施する事項

- (ア) 安全の担当者（安全衛生推進者）が参画する場（安全委員会等）における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議を行う。
- (イ) チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視を通じた、職場環境の改善や作業者の意識啓発、職場巡視等により転倒災害防止対策の実施(定着)状況を確認する。
- (ウ) 地域の気象状況を踏まえ、積雪、凍結前に労働者に対する注意喚起を行う。
- (エ) 積雪、凍結時に転倒のおそれのある箇所の事前確認し、必要に応じた対策を実施する。

イ 共通事項

- (ア) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水漏れ、油污れ等のほか台車等の障害物を除去する。
- (イ) 高年齢労働者ガイドラインを踏まえた転倒を防止するための職場環境及び作業方法等の改善に取り組む。
- (ウ) 転倒災害防止のための安全な歩き方、安全な作業方法を推進する。
- (エ) 定期的な職場点検、巡視を実施する。
- (オ) 転倒予防体操の励行
- (カ) 気象情報活用によるリスク低減を実施する。
 - ① 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握
 - ② 気象状況に応じた作業の見直し
 - ③ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- (キ) 通路、作業床の凍結等による危険防止を徹底する。
 - ① 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
 - ② 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成及び関係者への周知

ウ 林業関係事項

- (ア) 裾締まりのよい長ズボン、スパイク付安全靴の着用を推進する。
- (イ) 作業地までの歩道は、必要に応じて階段、丸木橋を設置するとともに、転落のおそれのある箇所はロープ、柵などを設置する。
- (ウ) 急傾斜で転倒及び滑落のおそれがある作業地では、転落防止柵又は墜落制止用器具を使用する。
- (エ) チェーンソーによる伐木作業は、退避場所及び退避路の支障となるかん木等を事前に除去する。

(オ) チェーンソーによる造材作業は、足場の確保と材の上での作業を禁止する。

エ 木材製造業関係事項

(ア) 作業通路は白ペンキで表示し、通路の段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消、通路に物を置かない。

(イ) 危険箇所は黄色ペンキ等で表示し、危険の「見える化」を推進する。

(ウ) 木材加工用機械作業は十分な明るさ（照度）を確保する。

(エ) 必要に応じて階段、スロープ等に手すりや滑り止めを設置する。

(オ) 作業内容に適した防滑靴の着用を推進する。

(カ) 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策を実施する。

(3) 支部の実施事項

ア 別添通知文を対象となる会員事業場へ周知するとともに、転倒災害防止対策を指導・助言する。

イ 労働基準行政機関と合同で安全パトロールを積極的に行い、チェックリストを活用した事業場への指導を行う。

ウ 各種会議、集団指導会、講習会等の機会を通じて会員の実施事項を周知する。

(4) 本部の実施事項

ア 月刊情報誌「林材安全」、ホームページ等を通じて周知広報を行う。

イ 都道府県支部を通じ、会員事業場への周知と指導・助言を実施する。

4つの措置（アウトプット指標）の解説

林材業5ヵ年計画においては、計画の目標の達成に向け、重点対策に取り組むことにより、次の4つの措置（アウトプット指標）を実施していきます。

4つの指標（アウトプット指標）

〔林業〕

- ① 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施する会員事業場の割合を 50%以上とする。

（解説） 伐木等作業ガイドラインに基づく措置を実施するとは、①事前調査の実施と作業計画の作成、②リスクアセスメント等の実施、③作業指揮者の配置、④ガイドラインに定めるかかり木処理における禁止事項の遵守の徹底、⑤ガイドラインに定めるチェーンソーの取扱い方法、伐木等作業等の徹底のうち、2つ以上の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

- ② 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を 2027 年までに 50%以上とする。

（解説） 車両系木材伐出機械作業による労働災害防止のための措置を実施するとは、①事前調査の実施と作業計画の作成、②リスクアセスメント等の実施、③作業指揮者の配置、④主たる用途以外の使用の禁止、⑤接触の防止及び立入禁止措置の実施、⑥構造上定められた能力を超えた使用の禁止、⑦作業道の幅員の確保・制限勾配の設定・車回しの設置等の設計上の対策、⑧装備されたシートベルトの着用の徹底のうち、3つ以上の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

〔木材製造業〕

- ① 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施する会員事業場の割合を 60%以上とする。

（解説） 機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置を実施するとは、①機械の製造者から機械の包括的な安全基準に関する指針に基づく事項を講じた機械の設置、②製造者から提供された使用上の情報による残存リスクの把握、③残存リスク等を踏まえたリスクアセスメント等の実施、④はさまれ・巻き込まれの危険のある機械の安全な作業手順の作成と作業への周知、⑤機械の掃除、調整等の際に機械の運転を停止する措置、⑥機械の掃除、調整等のための作業手順の定め・作業への周知のうち、3つ以上の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

- ② 非常作業について林材業労働災害防止規程に基づく措置を実施する会員事業場の割合を 30%以上とする。

（解説） 非常作業（林材業労働災害防止規程第475条第1号及び第4号の作業をいう。）における労働災害防止のための防災規程に基づく措置を実施するとは、①安全衛生教育の実施（第476条）、②リスクアセスメント等の実施（477条）、③作業計画の作成（第478条）、④異常処理作業における作業手順書の作成（第479条）、⑤異常発生時の設備の停止等の異常処理作業の実施（第480条）のうち、①～④のいずれか及び⑤の事項に取り組んでいる会員事業場をいう。

林材業5カ年計画の重点対策と

別紙2

4つの措置（アウトプット指標）の関係

		4つの措置（アウトプット指標）			
		林業①	林業②	木材製造業①	木材製造業②
◎：強い関係あり ○：関係あり －：直接の関係はない		伐木等作業ガイドラインに基づく措置	車両系木材伐出機械による災害防止のための措置	機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のための措置	非定常作業に係る災害規程に基づく措置
林 材 業 5 カ 年 計 画 の 重 点 対 策	<林業、木材製造業共通の重点対策>				
	(1) 災害規程の遵守、災害防止のための変更と周知	◎	◎	◎	◎
	(2) リスクアセスメントの普及と実施の推進	◎	◎	◎	◎
	(3) 安全衛生教育の確実な実施				
	ア 雇入れ時の教育の確実な実施	○	○	○	○
	イ 特別教育の確実な実施	◎	◎	－	－
	ウ 安全衛生教育、能力向上教育の確実な実施	◎	◎	◎	◎
	(4) 健康確保増進の取組				
	ア 健康診断の確実な実施				
	イ チェーンソーや刈払機作業従事者の健康保持増進				
	ウ メンタルヘルス対策の推進	－	－	－	－
	エ 熱中症の予防対策の徹底				
	オ 騒音による健康障害防止対策				
	カ 行政機関と連携した対策の取組	○		○	
	<林業における重点対策>				
	(1) 伐木等作業における死亡労働災害の撲滅を目指した取組				
	ア チェーンソーによる伐木等作業における安全な作業方法の徹底	◎			
	イ かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底	◎			
	ウ 作業計画の適切な作成	◎	－	－	－
	エ 林野庁等との連携した取組	◎			
	オ 調査研究（伐木等作業に対する職場内訓練の充実強化）	◎			
	(2) 車両系木材伐出機械の安全教育の実施と安全作業の徹底				
	ア 特別教育・安全衛生教育の確実な実施		◎		
	イ 安全作業の徹底	－	◎	－	－
	ウ 作業計画の適切な作成（再掲）		◎		
	(3) 高年齢労働者対策等の実施	○	○		
	<木材製造業における重点対策>				
	(1) 死亡労働災害の撲滅を目指した取組				
	ア 木材等製造作業における安全な作業方法の徹底			◎	◎
	イ 車両系荷役運搬機械・コンベヤー作業の安全な作業方法の徹底			◎	◎
	ウ 非定常作業における労働災害防止対策の徹底	－	－	◎	◎
	(2) 木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底			◎	◎
	(3) 作業主任者等の適正な配置及び職務の遂行			◎	◎
	(4) 小規模事業場への支援（再掲）			◎	◎

